

湘南大庭地区郷土づくり推進会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市郷土づくり推進会議設置要綱（平成25年4月1日施行、以下「要綱」という。）の規定により設置された湘南大庭地区郷土づくり推進会議（以下「推進会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(意見の集約)

第2条 推進会議は、要綱第3条第1号の意見の集約を行う場合には、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

(1) 地区全体集会

(2) アンケート

(3) 前2号に掲げる方法のほか、湘南大庭地区の実情に即し、推進会議が適当であると認める方法

(組織)

第3条 推進会議は、30人以内の委員で組織する。

(委員)

第4条 委員の人数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

(1) 湘南大庭地区に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は地区内で活動する者（この市の常勤の職員又は議員である者を除く。）で、第12条に規定する委員選考委員会が選考した者（以下「公募委員」という。）

30人以内

(2) 湘南大庭地区内において活動する地域団体から推薦された者
必要に応じて委員選考委員会が選定した人数

(委員の任期)

第5条 公募委員の任期は2年間とし、再任は妨げない。

2 前項に定める任期について、市長が認めるときはこの限りでない。

(役員等)

第6条 推進会議に議長1人のほか、副議長1人（以下「役員等」という。）を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議は、次の各号に掲げる会議を開催する。

- (1) 全体会議（定例会）
- (2) 役員会（随時）
- (3) 部会（随時）

(会議の公開)

第8条 会議の公開及び傍聴等に関して必要な事項は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

(議事録の作成)

第9条 議事録は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める期間公表するものとする。

(部会)

第10条 推進会議に部会を置き、委員及び推進会議に協力する者等（以下「協力員」という。）のうちから推進会議が選任する者で構成する。

- 2 部会には必要に応じ、部会長及び副部会長を置き、部会の構成員の互選によりこれを定める。
- 3 部会の長は、部会等の運営上必要があると認めるときは、部会の構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言、資料の提出及びその他の協力を求めることができる。

(事務局)

第11条 推進会議の事務局は、湘南大庭市民センターとする。

(委員選考委員会)

第12条 市長は、現に委員である者の任期が満了する前に、推進会議が選任する者によって構成する委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置しなければならない。

前項に定めるもののほか、選考委員会、委員の募集及び選考に関して必要な事項は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

(委任)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（推薦地域団体及び会議の運営等の変更）

この要領は、平成 26 年 4 月 8 日から施行する。

附 則（推薦地域団体の変更）

この要領は、平成 27 年 12 月 25 日から施行する。

附 則（推薦地域団体の変更）

この要領は、平成 29 年 12 月 25 日から施行する。

附 則（推薦地域団体及び会議の運営等の変更）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（委員及び推薦地域団体等の変更）

この要領は、令和 4 年 1 月 18 日から施行する。

附 則（委員及び委員の任期等の変更）

この要領は、令和 6 年 1 月 25 日から施行する。